

平成 1 8 年度第 2 回
新宿区環境審議会

平成 1 9 年 3 月 2 2 日 (木)

新宿区環境土木部環境保全課

b...午後1時10分開会

開会

環境保全課長 それでは、会長さんよろしくどうぞお願いします。

会長 委員の皆様、年度末のご多忙のところ、お集まり頂きましてありがとうございます。
本日もどうぞよろしく願います。

只今から平成18年度第2回の環境審議会を開催いたします。

1回目審議会の時の予定ですと、11月頃に第2回を開催する予定だったのですが、新宿区の基本構想の見直しや、都市マスタープランの見直しだとか、ほかの計画事業も進行しており、遅れまして、今回が第2回審議会になりました。

事務局で、本日の欠席等の連絡をお願いします。

環境保全課長 それでは、本日、崎田委員からは事前にご欠席のご連絡を頂いております。
また、本日は、立花委員、安田委員、西山委員がご欠席でございます。佐々木委員は少し遅れてお見えになるというご連絡を頂いております。定数16名でございますので、審議会規則によりまして開会の条件は満たしております。

会長 それでは、議題に入る前に、環境審議会委員の変更がございましたらご報告のほどをお願いいたします。

環境保全課長 お手元の名簿のとおり、株式会社伊勢丹の土方文夫委員から8月1日付で弓谷景二委員に変更がございました。お手元の名簿によりご確認頂きたいと思います。弓谷委員は、第1回目の審議会におきましても代理出席をされておりますので、ご挨拶は割愛をさせて頂ければと思っております。よろしく願います。

事務局説明

会長 それでは、本日の議題につきまして、同じく事務局の方からご説明をお願いいたします。

環境保全課長 それでは、お手元の次第でございます。

本日は3点でございます。

まず1点目は、環境基本計画（後期）の検討についてです。

2点目は、平成18年版の環境白書の発行についてです。

そして、その他ということでございます。よろしくお願い申し上げます。

会長 承知しました。

では、それぞれの議題について、委員の皆様承って、また議論して頂けたらと思います。

「環境基本計画」（後期）検討について

会長 まず、第一に「環境基本計画」（後期）検討について、事務局からご説明のほどお願いいたします。

環境保全課長 前回、第1回目の審議会におきまして、平成16年3月に策定しました新宿区の環境基本計画の見直しを区長から当審議会に諮問をさせて頂きました。その審議に当たりまして、現環境基本計画の策定の際に論議した手法と同様、下部機関といたしまして専門部会やワーキンググループというような形で多くの意見を聞きながら進めていくべきだというようなお話もありました。

その中で、この度、専門委員会とワーキンググループの合同会議体として、平成18年9月1日付で新宿区環境施策検討会を設置しました。お手元に要綱などもご配付させて頂いております。環境審議会の当委員会から6名、事業者から3名の9名によりまして現在環境施策検討会を開催しております。これまで3回開催いたしました。事後報告となりましたが、第1回目の審議会におきましても、崎田委員からも前回と同様、専門部会とワーキンググループの合議体がよろしいのではないかとのお話もございましたので、ご追認いただければ有りがたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

会長 事務局からご説明ありましたように、ご存知かとは思いますが、環境施策検討会ということで、もう既に設置されて、活動も始められたということでございます。

委員の皆さん方、よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、了解を得たということで、事務局の方から新宿区環境施策検討会、その活動された内容等、報告がございましたらよろしくお願いいたします。

環境保全課長 それでは、お手元に環境施策検討会についてという1枚の資料をお開き頂きたいと思えます。

只今、ご説明申し上げたように、これまで3回に渡りまして環境施策検討会を実施してまいりました。こちらの環境審議会の委員の皆様方とともに事業者や一般区民などの皆様方も加わって、広い視点からこの環境基本計画の見直しをすることで、この検討会を開催し

ております。

第1回目は、9月26日に開催し、崎田会長、白井副会長を選任させて頂きました。新宿区の省エネルギー環境指針を踏まえ、環境基本計画の見直しについてご論議頂いたところ
です。

また、第2回目は、11月29日に開催いたしました。

こちらは、先ほど会長からもお話しがありましたように、新宿区では、平成20年度からの新基本計画、新基本構想などの検討をしております。そちらにつきましては、区民会議の中で、新基本構想を練ったところですが、そのような内容もこちらの会議で報告をさせて頂きました。

また、環境施策については、様々な視点から環境問題を各事業課で実施をして頂くこともありまして、庁内での環境に関する検討会を設置させて頂きました。その辺のご報告などもさせて頂きました。

また、環境白書を読む会、後ほどまたご説明させて頂きませんが、その内容につきましてもご論議頂いたところです。

また、3回目は、平成19年1月29日に開催しました。

こちらにつきましても、今申し上げたような基本構想審議会の動向などを再度ご報告し、また、リサイクル清掃審議会でご検討頂いております家庭ごみの有料化の問題、廃プラ・サーマルリサイクルの問題などにつきまして、ご報告をさせて頂きました。

また、緑の審議会の緑の基本計画の改定なども、ご報告をさせて頂きました。

そして、環境施策検討会が主体となり、環境白書を読む会を3月28日に実施するご決定も頂きました。

今後の予定表を載せて頂いております。環境施策検討会につきましては、4月に第4回から7月の第7回までの検討会を開催する予定です。

また、審議会につきましては、平成19年度は、5月に3回目、7月に第4回目を考えております。

また、庁内の検討会につきましても、逐次5月と8月に実施をして行きたいと思っております。

その後、庁内の環境基本計画推進本部で、環境基本計画の案を決定させて頂いて、パブリックコメント制度を使いながら多くの区民の皆様方のご意見を伺って、1月には環境審議会のご承認を得て区長決定をさせて頂く流れで、平成19年度は進めていきたいと思ってお

ります。 以上でございます。

会長 有難うございました。

では、只今のご説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

はいどうぞ、お願いいたします。

小林委員 2点ほど教えて頂きたいです。

新宿区の基本構想の見直しのテキストの中で、10ページ第4章まちづくりの基本目標の4番目にまちづくりの基本目標の中に環境を創造するまちということで書かれております。そして、32ページにかなり具体的に、まちづくりの基本目標と個別目標、そして、基本的な施策というふうに三本柱で具体的なものが書かれております。さらに、具体的に65ページ以降に、かなり肉づけされています。

そこで教えて頂きたい1点は、環境というのは非常に範囲が広い。自然環境もあれば、生活環境もあるわけです。他の関係する所属との連絡調整がされているかということです。

それから、2点目が、この審議会で審議して答申する場合のことですが、既に基本構想審議会の答申とどんな形でドッキングされていくのか教えて頂きたいです。

会長 では課長お願いします。

環境保全課長 まず1点目の新宿区の基本構想審議会についてご説明します。

新宿区基本構想審議会及び都市計画審議会から、2月17日に答申がなされています。今、委員ご指摘のとおり、かなり細かい部分も含めてご答申を頂いています。今後、これを区としてどのような形で基本構想としていくか、また、新たな事業を盛り込んだ計画につきましては、内部でも今検討をさせて頂いています。

2点目の他部や他課との連絡調整についてご説明します。

先ほど、ご説明申し上げましたが、庁内で庁内検討会をつくりました。これなども、環境という視点から各部の、各課の事業に横串を刺しながら環境施策をどのように進めていくか、まさしく連絡調整をする場として、実施しています。

そして、環境審議会と、この出された答申との関連でございます。どのような形でドッキングしていくかというお話でございますが、基本的には、今の平成15年から平成24年までの新宿区の環境基本計画の大きな流れというのは生かしながら、区長から諮問をさせていただいた折りの一つのきっかけといたしまして、地球温暖化の問題、特に京都議定書が発効をし、新宿区といたしましても省エネルギー環境指針などをつくって具体的に地球温暖化に向けての施策を進めていきたいという視点から、この見直しをお願いしているところ

です。この環境基本計画もかなりの部分で各新宿区の施策を取り込んだ部分になっています。今出されております答申の内容と、環境審議会との内容は、かなり整合性がとられてくると考えております。また、この審議会において、この答申に盛り込まれてない内容で、是非これは環境施策として進めていくべきだというご意見がありましたら、是非ご提案を頂きながら、この環境基本計画を改定させて頂ければと思っています。

会長 よろしゅうございますか。

はいどうぞ。

小林委員 御説明有難うございました。そこで、私が特にお願いしたいことは、審議した結果が十分に反映されるようお願いしたいと思います。

それと、既にもう答申が出ておりますから、ダブることのない形で進められたらと思います。また逆に、この審議会を通じて、より以上、この答申がスムーズに進めるような配慮をして頂ければと考えます。

会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

高瀬委員 今の関連になりますが、都市マスタープランの基本構想の内容に、特に、ここで全部拘束されることなく意見交換をしていきたいと思います。その前提で、先ほどの検討会の中に、今後のスケジュールが出されていますが、審議会を5月と7月に開いて、7月に答申と、検討会を4回開く、庁内検討委員会はその間1回、作業部会3回ですが、この辺の検討会、委員会、作業部会で、特にどういう点を重点的に詰められて、審議会の審議に載っけていくというようなイメージなのか、お教え頂きたいと思います。

会長 はいお願いします。

環境保全課長 環境審議会でご答申をいただいた後に、パブリックコメントなどを使いながら、審議会の承認を得て、区長決定をするということです。その後の大きな流れにつきましては、新宿区の基本構想審議会、都市計画審議会の答申を得た、また、平成20年度からの事業を検討するという流れと合わせます。その中での調整をさせて頂くということと、庁内の検討会では3回程度ですが、個別の施策につきまして、部と部の調整をする必要があれば、逐次開催し、調整を整えていきたいと思っております。大きな流れとしてはそういうことでございます。

会長 よろしいですか。

ほかにございましたらお願いします。

まだ、スケジュールの関係で、環境施策検討会の内容というよりはどちらかというところと関連するほかの検討会とか、委員会とか、ご質問ございましたように、それとの関係ということが主たる意見になったと思いますが。

ほかにございますか。

では、ご意見がなければ、このようなスケジュールで、それぞれについて進めて頂ければと思います。また、その結果を環境審議会の平成19年度第1回でご報告願って、審議を深めたらと思います。よろしくお願いいたします。

「平成18年度版環境白書」について

会長 では、次に移らせて頂きまして、2番目の平成18年度版環境白書について事務局からのご説明をお願いいたします。

環境保全課長 それでは、お手元に、ご配付させて頂きました新宿区の環境白書、平成18年度版につきましてご説明をさせていただきます。

まず、冒頭、本来この冊子につきましては、事前にご配付をし、ご一読いただいて、今日の審議会ということが本来でございましたが、何分にも事務的な処理が遅く、今週前半に出来上がりました。お送りしても若干本日の会議と相前後するという事も考えられましたので、今日お配りさせて頂きました。ご容赦頂ければと思います。

それでは、概略を私の方からご説明をさせて頂きたいと思っております。

この新宿区の環境白書につきましては、平成16年度から発行しております。今回で3回目の発行となります。

お手元の資料1ページ目をお開き頂きたいと思っております。

まず、こちらの環境白書の作成の趣旨でございます。

2段落目でございますが、環境白書は環境基本計画の実効性を担保するために、その進捗状況を点検し、評価するものです。様々な環境施策につきまして調整し、それを冊子にし、その中で、進捗状況を点検しています。

環境基本計画は、平成15年度から平成24年度までの10年間ですが、毎年、この環境白書を発行して、また後ほど申し上げます環境白書を読む会というような形で広く区民の皆さん方にもお知らせをしています。

今回の白書は、平成17年度と平成18年度の上半期を対象期間としています。環境基本計画の四つの基本目標、それと10の個別目標、そして個別目標を達成するための53の施策に

つきまして、それぞれの評価をしております。

次の、地球温暖化対策における新宿区の取り組みと今後の展望につきましては、トピックというような形で、今現在、環境問題で主に問題になっている事柄を掲載しました。地球温暖化の背景となる部分や、その地球温暖化が進んだときの弊害、また、国際的な動きなどを載せております。

6ページ目をお開きください。

京都議定書では、1990年比、2008年から2012年の間、6%の温室効果ガスの削減を日本としては約束として守っていくということですが、2005年の時点では逆に8.1%増加しているということが中段に書いてあります。

7ページに移りまして、新宿区の地球温暖化対策の取り組みです。

新宿区としては、ISO14001に基づき、環境マネジメントシステムを導入し、全庁的に推進をしております。また、庁内に新宿区庁内地球温暖化対策実行計画をつくり、具体的な削減目標などを定めて実施をしております。

また、2006年2月には、新宿区省エネルギー環境指針をつくりました。こちらは、環境基本計画の基本目標4の「環境負荷を減らし、地球温暖化を防ぐ」という具体的なアクションプランの位置付けでつくられたものです。

下記の表につきましては、新宿区が策定をいたしました環境に関する主な計画等です。

9ページ目をご覧ください。

この表におきまして、新宿区が取り組んでいる地球温暖化対策事業ということで、は地球温暖化防止に向けて区が率先実施している取り組みというのを幾つか載せております。

は、地球温暖化の防止に向けて、また、主に区民の環境配慮行動を促進する取り組みということで、次ページに渡りまして、幾つかの事業を載せております。

また、10ページ目のにおきましては、地球温暖化防止に向けて、主に事業者の環境配慮行動を促進するための事業ということで、事業者に対する取り組みなども載せております。

そして、もう一つのトピックということで、12ページ目に、環境学習情報センターを取り上げさせて頂きました。

環境学習情報センターは、環境に関する情報の集約する場所、そして、情報を発信する場所として、平成16年6月にオープンをいたしました。指定管理者制度によりまして運営をしております。

評価などにつきましても載せております。後でご覧頂きたいと思います。

次に、16ページ目でございます。

基本目標1、ともに環境を改善するという事で、個別目標1の環境の大切さを知るとい
う、各学校での環境学習の取り組みややってきた状況などをこのページから25ページまで
記載しております。

また、26ページにおきましては、新宿区の取り組みと区民の環境学習ということで、学
校以外でも区民の皆様方に対する環境学習ということで、エコ・リーダー講座などを、平
成17年度10回にわたり実施をいたしました。

次に、27ページ目でございます。

中段にあります、まちの先生見本市ですが、NPO法人の新宿環境活動ネットの主催で
様々な団体との共同で、各学校でこのようなイベントを実施をしております。17年度は、
市谷小学校で開催しました。2,000名にのぼる参加者がありました。平成18年度は、東戸山
小学校で実施いたしました。

29ページ目は、環境基本計画の目標達成状況と今後の課題ということでございます。

環境の大切さを知る上における数値目標につきましては、平成17年度までに環境学習イ
ベントや夏の体験研修講座への教員参加数50名以上、参加学校数50%以上というような形
で計画を挙げてございます。数値的には目標をおおむね達成されたものと考えております。

次に、30ページ目でございます。個別目標2のパートナーシップによる環境を改善する
ということです。

環境問題を広く解決するために、ここによる取り組みだけでは限界がありますので、区民
ですとか、事業者、NPO、行政などが一体となって、確かなパートナーシップを築きな
がら共同で取り組んでいくことを挙げさせております。主に環境学習情報センターを使っ
ての事業などを挙げさせて頂いております。

36ページ目ですが、この項の達成状況ということで記載しております。

環境学習情報センターの整備の数値目標としては、通算来館者を、平成17年度に5万人、
平成19年度に10万人、活動団体を平成19年度に100団体というような目標を考えています。
しかしながら、今現在、平成17年度末の現在ですが、2万9,214人ということで5万人には
達しておりません。また、平成16年度1カ月の来館者数につきましても1,092人というこ
とで、なかなか5万人ということは達成できませんが、来館者だけではなく、環境学習情報
センターが外に出て色々な事業をする、出前講座などをやっておりますし、様々な研修事

業を外で行うということもありますので、そういう全体的な部分での評価というものもこれから必要ではないかと思っております。

次に、37ページでございます。

個別目標3ということで、環境と経済の好循環ということです。

この四角の最後でございますが、新宿区は、環境に配慮した事業活動を推奨し、中小企業や商店街の自主的な取り組みを支援しています。具体的な例といたしまして、下にあります中小企業向けの融資ですとか、商店街の自主的な活動に対する支援などを行ってまいりました。

38ページ目にその達成状況などが載せております。

次に、39ページ目でございます。

基本目標2の、みどり豊かで安全・快適なまちをつくる、緑と潤いを増やすということですが、樹木などの緑は、大気の浄化や景観の向上などに大きな役割を果たしております。

新宿区のみどりの現況を載せております。この項目の最後の調査の結果ですが、5年ごとに新宿区の緑被率を調査しております。区内にある樹木、樹林、草地、屋上緑化の面積は318.82ヘクタール、緑被率は17.47%で、これは23区中9番目に高いということです。

次に、40ページ目の中段に緑化計画書制度を載せております。

これは、250平米以上の敷地で建築行為を行う際には、こういうものを義務づけております。平成17年度は149件、2万7,690平方メートルの緑地が計画されました。屋上緑化につきましても22件ありました。

具体的に、学校などでの緑化の取り組みなども載せております。

また、スポーツセンターなどの庁舎壁面緑化につきましても載せております。

次に、55ページ目をお開きください。

この項の目標達成状況と今後の課題です。

緑被率は17.47%ですが、平成19年度までに18.45%にする大きな目標があります。しかしながら、1%をアップさせるためには18ヘクタールの緑地を増やすということで、これは新宿の中央公園を2個新たにつくる面積に相当します。これをクリアするにはかなりの困難性が伴ってくるのかなと思っております。

次に、57ページでございます。

個別目標2、まちをきれいにし、安全なまちにするということです。

新宿区の空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例というのを、平成

18年8月1日から施行いたしました。新宿区内での路上での喫煙が全面禁止となったところです。これまでも新宿区におきましては、ポイ捨て禁止ということで、重点地域でのポイ捨て、もちろん区内のそれぞれの地域のポイ捨てなども禁止をしております。

その中で、それぞれの町の皆様方、そして様々な団体の皆様方が清掃などの活動にご尽力頂いているところです。

また、61ページ目の放置自転車対策の推進ということで、駅周辺の自転車整理区画などを整備し、放置自転車対策に努めてきたところです。

62ページ目に、放置自転車の推移ということで、平成13年度のピークより今4,000台ちょっとということで、かなりの台数は減ってきています。

65ページ目の目標達成状況と今後の課題を書かせて頂きました。

路上喫煙の問題につきましては、今後もPRを重ね、また、パトロールなどで個別に指導させて頂くという方策を講じていきたいと思っております。

また、2段落目に、放置自転車の問題を載せさせて頂いておりますが、平成17年度の駅前での啓発活動を20駅で行うというのが数値目標になっておりましたが、平成18年1月末現在22駅で行っており、達成をしたというものです。

また、放置自転車台数も、先ほど申し上げたように、区の実施計画の数値目標であります4,000台に向けまして、減少傾向にあります。

次に、67ページでございます。

個別目標3、環境と景観に配慮したまちをつくるということです。

みどり豊かで安全・快適なまちをつくるためには、景観に配慮したまちづくり、環境に優しく、魅力にあふれたまちづくりが欠かせません。地域特性も考慮して、開発と環境、景観のバランスをとっていきますということで、地区計画によりますまちづくりなどを載せさせて頂いております。また、大規模小売店舗の設置における環境配慮の誘導なども行ってまいりました。

70ページ目には、その達成状況と今後の課題などを載せております。

次に、71ページ目でございます。

基本目標3の資源を大切にしたい循環型社会をつくるということで、その個別目標でございます。ごみを減らし、リサイクルを推進するというものです。

循環型社会に向けた様々な普及啓発活動を実施しています。学校に対する環境学習、さらには3Rのガイドブックなどをつくりながら、広く区民の皆様方に普及啓発活動を行って

いるところです。

また、73ページ目には、新宿区のリサイクル活動センターの活動内容なども載せております。

76ページ目をお開きください。

新宿のごみの収集量とリサイクル量の推移などを載せております。

平成元年をピークとして、ごみの量が減ってきております。77ページの棒グラフをみると、平成元年には20万トンを超えていました。それが今現在、平成17年度末で9万6,442トンとなり、半減以下になっています。

また、資源化率なども17.4%ということで、これなどはなかなか進まないというところがありますが、後ほど申し上げますが、サーマルリサイクル、あるいは容器包装リサイクル法によります廃プラスチックの資源化というようなことも試行としてやり始めますので、こういう資源化率その分増えてくるのかなと思っています。

80ページ目には、その目標達成状況と今後の課題を載せております。

次に、基本目標4、環境負荷を減らし地球温暖化を防ぐということで、個別目標1の都市の温暖化を防ぐというものです。

ヒートアイランド対策などを載せております。全部で新宿を入れた7区ですが、ヒートアイランド対策推進エリアということで、国のクールルーフ推進事業というところに該当する区になっております。屋上緑化や屋上の高反射率塗装を実施する際に費用の一部を補助するものです。平成19年度も実施の予定です。例えば屋上防水をする際に高反射率塗装を実施する際に国の補助金の対象になっておりますので、是非、ご利用頂ければ有り難いです。

次の82ページ目ですが、新宿御苑のクールアイランド効果ということですが、新宿御苑は、芝生などや高木、中木で、かなり緑地が広がっています。その部分で、夜間になりますとその冷気がにじみ出してきて、周辺の市街地の気温を下げているということで、緑化がいかに必要かということ載せているところです。

また、85ページ目をご覧ください。

84ページから85ページにかけては、新宿区の省エネルギー環境指針に基づき、地球温暖化に関する様々な啓発活動を実施しております。本日、お手元にお配りした省エネパンフレットの作成や省エネエコライフ実践講座の実施、また、85ページ目には、省エネナビモニターの事業なども実施しております。これは、各ご家庭で電気の使用量をチェックできるというシステムです。

このページの一番最後に、透水・保水性舗装の実施ということ載せております。

86ページ目には、保水性舗装ということで、平成17年度につきましては、新宿一、二丁目地区におきまして、この保水性舗装を実施しました。これは、路面に保水剤を入れ、降雨等を一時的にこの保水剤に保水させて、晴れた日にはそこから発散をさせることによってヒートアイランド対策になるというものです。実際にアスファルト舗装と比べまして五、六度の路面温度の低減が図られたことも載せております。

また、一方、その下の遮熱透水性舗装ということで、こちらにつきましては、一番下の平成15年度に中落合三丁目の区道で施工しました。3年間追跡調査を行った結果、やはり通常のアスファルト舗装に比べて7度ほどの低減効果が確認できたというものです。

次に、88ページ目です。

個別目標2の生活環境への負荷を減らすというものです。

こちらは、通常、常時環境監視を行っている結果などを載せております。ほぼ大気の状態など改善に向かっていることで評価をしております。しかしながら、浮遊粒子状物質が1日だけ本庁局で基準をクリアしませんでした。また、光化学スモッグの原因になるオキシダント濃度も本庁の局では、三日間その値がオーバーしました。

次に、94ページ目です。

こちらの項の目標達成状況と今後の課題です。

目標におきましては、苦情の満足度を平成24年度までに80%にするというものでしたが、区民の生活様式が多様化してきたり、また、この表の下にありますように、三、四十年前の建物が解体の時期を迎えている中で、かなり解体時に発生する騒音や振動などの苦情なども頂いているところです。

次に、95ページ目です。

個別目標3、車社会を見直すというものです。

これは東京都事業の交通需要マネジメントですが、自動車の効率的利用な公共交通機関への転換を促し、発生交通量の抑制や交通量の集中の緩和をすることを載せておりますが、区だけではなかなか達成できませんので、東京都が中心になってこれからも進めていくということです。

次に、98ページ目です。

この項の目標達成状況と今後の課題です。

LEV車 低公害車でございますが、この普及につきましては、環境基本計画の数値目

標では、平成19年度までにCNG 天然ガスですが、その充填場を区内に2カ所を誘致し、低公害車を使用する事業所を50%にする計画を持っております。しかしながら、今現在、天然ガスの充填所は区内、都庁にあります1カ所のみです。全国的には徐々に増えつつありますが、天然ガス車の充填場がないと天然ガス車自体がなかなか普及していきませんので、経費は掛かりますが、今後誘致していく必要があると考えております。

以上、雑ぱくではございますが、今年度の事業をご説明しました。

次に、100ページ目と101ページ目には、この重点施策につきまして、達成状況などを一覧表にして評価しております。この木のマークが達成できたものです。その他につきましては、数値目標がないので、こういう表現にしてあります。

以下、102ページ目から以降につきましては、それぞれの施策のデータなどを載せております。ご一読頂ければと思います。

以上です。

会長 有難うございました。

お気づきの点ございましたらご質問でも、ご意見でも、よろしく願いいたします。

はいどうぞ。

小林委員 素晴らしい環境白書で大変有難うございました。

また、只今の細かいところまでのご説明有難うございます。

そこで、2件ほど教えて頂きたいのですが、今、説明がありました100ページと101ページですが、達成したのは木のマークということですが、2回目と比較して、今回の白書の3回目と大きく変更とか修正した点、あるいは特徴というものがあつたら教えて頂きたいのですが。

環境保全課長 環境基本計画の改定はしていないので、今までの計画どおり実施しています。

今、大きく変わった点ということですが、それぞれ年度を区切って、その年度に実施したものを主に載せております。基本的には、先ほど申し上げたように新宿区の基本計画をそのまま、この環境白書では進捗状況と達成状況を載せています。大きく平成17年度と平成18年度が変わったというところですが、事業そのものの実績としては進んでおりますが、大きくこの部分を入れ変えて、こういうことをやったということは特にありません。

小林委員 有難うございました。

所属課として、これは新宿として素晴らしいとか、これはさらに進めなくてはいけないという、そういう特徴というのはこの中でどの部分ですか、全部がそうですか。

環境保全課長 難しいご質問を頂きました。それぞれの所管課につきましては、先ほど申し上げたように、環境に関する施策をこの白書に載せておりますが、各事業課において、環境に関するものが本当にその課を代表する事業になっているかは、なかなか意見も分かれるところではと思います。

ただ、私どもの環境保全課に関しては、例えば路上喫煙禁止は、それまでと違って、平成17年度から取り組んできた事業でございますので、まだ、区民の方から手ぬるいというようなご批判も頂いておりますが、115ページ目に、区内の58ポイントで喫煙率の調査結果を載せています。条例施行前の6月6日、そして、条例施行後でも何回か実施をしておりますが、平成18年12月21日の数字なども1.18%ということで、半減以下になっています。これなども対策を講じてきた成果だと思えます。

あと、地域の皆さん方にもご理解を頂きまして、地域での活動、例えば協力員制度などで、町の中でご活動頂いていることなども含めまして、かなり地域における周知度が進んでいるものと思っております。

あと、他の部署の特徴的なところもかなりあると思えますが、具体的には、判りかねます。小林委員 有難うございました。

やはり環境問題というのは自然環境もあれば、生活する上での環境もあって非常に広いわけですね。そうすると、種目も多いし範囲も広いと、奥深いものがあるというわけですね。一方では、社会、経済状況の波がありますので、何を重点的に、何を優先してするかということが非常に大事だと思います。広い中からそういうものを選んで、時代に合うようにしなければいけないのかなと思いましたので、質問させて頂きました。

会長 はいどうぞ。

村山委員 共に環境を改善するということで、第一目標ですが、29ページの野菜の栽培の様子を色々な角度から掲載しておりますが、例えば、去年で終わりにりましたが、百人町のポケットパークにぼつぼつと空いている広場がありまして、西戸山小学校の生徒がナスやキュウリをすごく楽しく植えていました。お陰様で、1個、2個生ったと言ってナスを届けて頂いたこともあります。最近見ましたらポケットパークを小さな公園にしているわけです。あれはむしろ小学校に貸し出して、花や野菜の生い立ちをみんなで応援して拳げるというのも一つの方法ではないでしょうか。小さい公園だと何にもできないです。通り道だけです。それなら、小学校の皆さん達に何区画を、責任を持ってということで、貸し出すというようなことはできないでしょうか。

それともう一つ、自転車撤去の問題ですが、我々東京トラック協会としては、新宿区の仕事や東京都の仕事を請け負って、CNG車、天然ガス車等環境に優しい車を中心に我々運送業者は動いているわけですが、あまり環境に配慮してない業者が、自転車撤去の請負業者になりましたが、新宿区としては、環境に配慮した業者を入札の条件にしてもらいたいですね。

環境土木部長 まちづくりの話や火災等、危険性も高いということで、区の方で長い間かけて用地を取得させて頂いて、なかなか一つにまとまるのが難しかったものですから、どうしても小さな土地になってしまいました。3カ年かけて順次公園として整備するということで、今年は2年目です。当面、空き地を畑みたいな形で体験学習用としてご活用頂きましたが、公園にするうえで、多少参加型で花壇や畑等若干できるように配慮した部分が確かあったと思います。今まで短い期間でしたが、子ども達が、貴重な体験ができたということもよくわかりますので、来年度以降、どんな形で少しでも盛り込める部分があるのかどうか、道とみどりの課の方に課題提示してみたいと思います。

村山委員 学校のそばにあれだけの空き地があるのですから、ただ、単なる公園にするのではなくて、小学校の子供が行き来して、水が足りないとか、肥料が足りないとか、ああ1個なつたと、花が咲いたとか、そのような土をいじる体験も大事だと思います。新宿区はコンクリートの町ですから、なるべく学校を中心に貸し出ししてあげるといったようなことをして頂きたいと思います。

環境土木部長 一方で公園としてのどういう整備をするかとの兼ね合いもあるので、貴重なご提案ですが。

村山委員 でもあの公園は何もできないじゃないですか。

環境土木部長 それぞれが小さいので、遊び場と言っても、運動するような形にはなかなかならない。本当はまとめたかったのですが。限られた敷地の中で、どんなことができるかと。

村山委員 遊具も環境にやさしいものを選んで頂ければと思うのですが。

環境保全課長 区も率先して地球温暖化や環境に配慮したことをやるという京都議定書の目標達成計画などに地方自治体の役割として、率先垂範型と区民の方々に普及していく、あるいは地域の状況に応じた事業を行っていくなど大きな流れがあります。区の事業においては、環境に配慮をしたものを使うとか、材料についても同じでして、これからも大事なことです。庁内の環境基本計画推進本部で論議をしながら、区が発注するものについては

全て環境配慮型のものにすることを徹底していかなければならないと思います。

村山委員 何年か前に、区からも補助を頂いているわけです。ノックス問題として。その中で我々業者としては、区の仕事をするには、積極的に環境に優しい車を使うことと指導してきたわけですが、新宿区の入札の条件として、環境に優しい車でないと入札できないぐらいにやって頂きたいと思います。

会長 いいご提案でして、今後検討して頂ければと思います。

環境土木部長 入札制度の中で、どんなことができるか少し検討していきたいと思います。

村山委員 環境問題から離れますが、入札制度という、我々の新宿区で歩きたば等の協力もしているわけです。我々の10台か15台の車と、大手の運輸会社等と同じ土俵での入札では、かなわないと思います。また、大手の運輸会社は必ず下請けを使いますから。その下請けを使うには、環境の優しい車を使用する指導をしているかどうかですね。

環境土木部長 確か都庁が一定の条件のもとで配慮をしていると聞いたことがあります。どんな部分でどんな配慮ができていのか分かっていませんが、勉強させて頂ければと思います。

会長 ありがとうございます。どうぞ。

川俣委員 町連から来ているので、まるっきりこういうことは無知文盲ですが、4点ほど教えてください。

会長 はいどうぞ。

川俣委員 まず、屋上緑化についてですが、屋上緑化に対するエネルギーと、それに対する水を使う節約の差は実際には分からないのではとないかと話題に上ります。緑化を維持するのにどれだけの水を使っているのか、それに対してメンテナンスはどれだけかかるのかと、そこらの対比がある程度数字で具体的にわかると助かると思います。

2点目に、省エネナビを貸し出しているとのことですが、ほとんど町には知られていない。何台ぐらい貸し出せる予定があるのか、広報の現状はどうなっているのか。

3点目に、屋根等に反射塗料を塗るということですが、実際に意識しているのは防水工事屋さんで、落合地区は3階、4階の低層のビルが多いので、もしその反射率の良い塗料が素人でも塗れるのなら、その塗料の提供や、自分の家は大事にするという意識は持てるのかなと思います。4点目に緑化率ですが、石原都政で校庭を芝生にしようという運動が始まっているように聞いていますが、新宿区の学校の校庭が緑化になったら屋上どころの比ではないと思いますが、この4点の今の進捗状況を教えてください。

会長 はいどうぞお願いします。

環境保全課長 まず屋上緑化でございます。確かに緑化することによって緑がCO₂を吸収するという部分があると思います。それに引きかえ、水などを非常に使うというお話だったと思います。

実は屋上緑化というのは、そんなに大きな面積を緑化をすることではないと思います。また高木も植えられないと思いますので、CO₂を吸収するというのは余り期待できないと思いますが、そこを屋上緑化することによって、冷房の温度をあまり下げなくて済むという面でやはりCO₂削減につながっていくと言われていました。

川俣委員 都庁の屋上緑化は、コストがかかって途中で止めている現況があるので、どうしてこんな話を進めるのかなと思ひましてね。対エネルギー効果としたら下手するとマイナスになってしまうという都の見解もあって、今中途で止まっている状況です。屋上を緑にしようときれいな話ですが、それに対する水道と電気は両方使うわけで、厳密にエネルギーだけの比率という比較は欲しいところです。

会長 私の専門分野に近いですが、きちんと計算されたデータはありません。ただ、屋上緑化の場合使う植物の種類により効果あると。例えば、よく使われるコケ類は余り効果がないようです。緑の面で強調される植物を選んだ方が良いでしょう。そうすると誤解も少なくなるだろうと私は思いますが。気温の低減率、葉っぱを通した蒸散率ですよ。それが高い方が良いということです。

環境保全課長 弓谷委員にお聞きしますが、伊勢丹の屋上緑化の効果と、電気代等の経費の問題についていかがでしょうか。出来てから間もないので、まだかもしれませんが。

弓谷委員 正直それなりにコストは掛かります。当社の屋上緑化でコストが掛かっている一番の理由が、いろいろな四季の花々を植えて、環境学習にも使っていただける状況を常に維持するコストが掛かっていると思います。ただ、効果の方もかなりあります。表面の温度を測ることをずっと続けておりますので、時期を見て発表したいと思います。例えば、緑化した部分と、人工素材を使っている部分との温度差はかなりあります。したがって、空調への影響は大きいです。ただ、屋上をつくる場合の躯体の強化とか、屋上に敷く素材を相当計算しておりますので、同じように何処でもできるというようなスタイルではないので、その辺は参考にならないと思います。

あと、新宿でほとんど見かけないようなトンボとか、さまざまな昆虫や、鳥、虫が実際に発見されていますので、すごい効果があるのかなと思っています。

会長 何階建ての屋上になりますか。

弓谷委員 7階の建物の8階部分になります。

川俣委員 一般客に対する効果はあると思いますが、単純にエネルギーの浪費についてお聞きしたかったのですが。確かにデパートの場合はそれ以上の効果があると思いますが、普通の家だと目に見えた効果がなかなか出てこないと思います。

環境保全課長 それでは、川俣委員の2番目のご質問の省エネナビモニターについてご説明します。

実はこれ100台区で購入しまして、環境学習情報センターと区の方で貸し出しを行っていますがまだ30台の貸し出しです。ご指摘のとおりPRが足りない等ありますので、是非来年度以降も広めて使って頂くよう、努力をしたいと思います。

それと、高反射率塗装の件でございますが、これは、国のヒートアイランド対策の事業の一環として新宿を含め7区で行っている事業です。これはご自分で塗られるのは対象外です。業者委託により、その経費の2分の1を補助するというものです。

川俣委員 2分の1。

環境保全課長 はい。国の補助金で東京都を通じて直接お支払いします。7区で来年度3億円の予算をとっています。屋上緑化も2分の1です。宜しくご利用ください。

川俣委員 基本的な標準単価を教えて頂ければ助かります。例えば200平米に対して平米いくらか位とかの目安を一般の人に広報活動をすれば、結構手を挙げるのではないのでしょうか。

環境保全課長 屋上防水をする際に、塗装を高反射率塗料にする。若干普通の塗料よりは1.5倍ほど単価は高いですが、それだけの効果があると、冷房の温度をそんなに下げなくても済むという結果も出ておりますので、是非PRをしていきたいです。

川俣委員 私の家は、200平米位の屋上防水がありますが、高反射率塗料だけ購入して塗るだけでもいいのですか。

環境保全課長 塗料だけでももちろん構いません。

川俣委員 購入した半分を払ってくれるのですか。

環境保全課長 はい。但し、ご自分でするのではなく、業者に委託をした場合です。この件につきましては個別にご相談させていただきます。

4点目の校庭の芝生化のご説明をします。

正確なことは申し上げられませんが、東戸山小学校や大久保小学校で一部校庭緑化等しております。ただ、全面緑化となると、どうしても維持管理の問題が出てきます。やはり、

一部分にするとか、学校の使い勝手の問題等現場と調整する必要があります。

川俣委員 現在、2校の小学校が手をかけているということですね。

環境保全課長 後ほど正確なことはご連絡させていただきます。

会長 校庭の芝生化や緑地化は、杉並区が一番進んでいます。メンテナンスを地域ボランティアの条件が整ったところに3,000万円位の予算で行ってもらいやり方をしています。

川俣委員 新宿もそうすればいいんですよ。熱意のある地域から実施して行く。行政は横一線でやりたがりますが、地域の熱意も優先するような施策というのをこれからは考えてほしいですね。

会長 都が言われているように、そう簡単なものではありません。だから業者委託出せば、今、ボランティアをお願いしているのは、大体杉並区の場合300万円です。芝刈機等の機械購入代や修繕費等の維持費は区から出していますね。その位の経費は出さないとだめです。学校数が多くなればそれだけ大変になってきます。

それから、中学校は部活が非常に活発です。そうすると一面芝生化を嫌うわけです。優先順位で言えば小学校の方ですね。都が考えているように簡単にはいかないというか、かえって迷惑だという意見あるわけですよ。その辺よく考えてからやった方がいいと思います。

川俣委員 校庭の半分だけでもね。サッカーは芝生にしてくれないと。

会長 トラックを省いて、外側だけのところもありますが、見栄えは全然よくありません。やはりご承知のように都区内の小学校の校庭は元々狭いので、色々工夫が必要かと思いません。

岩本委員 環境白書で語られているように、色々な事業が進められていますが、達成していくために、かなり区民の善意に頼っているところがとても多いと思います。今の芝生化の問題でもそうですが、その地域の人たちが学校を一生懸命守るといような熱意だけに頼るといことになると環境問題は破綻するのではと思います。何か一つの事業をやる場合に、必ず予算化をして、最後まで面倒見ていく姿勢を是非貫いて頂きたいと思います。

今、区では、協働ということが盛んに言われ、区民としては、出来るだけの範囲内で協力はしていきたいという姿勢はありますが、ああまたかというような声をあちこちで聞くことが多いです。例えば、公園の管理制度でも、近所の人が生懸命管理しています。それも全て善意でやっていますので、もうこれ以上協力できないという声もたくさん聞いています。これからこの白書で語られているような色々な事業を進めていくために、区として

はどのようにそういう対策を考えているのか伺いたいです。

環境保全課長 ご指摘のとおり、公園、区道のサポーター制度などを設けて、地域の皆さん方が管理のお手伝いをして頂くことで維持しているところも実際あります。確かに区の役割、地域の皆様方と一緒にやる役割と、色々な役割分担があると思います。今、お話のように協働という名を借りて、全部区民の方々の善意に頼るといことは決して思っておりませんが、やはり区と町の皆さん方一緒になって、区の行政を担っていきたいという思いがあります。何か問題がありましたら具体的にご指摘頂ければ、改善をさせていただきます。

会長 どうぞ。

環境土木部長 区としては色々な場面で協働でやっていくことを、大きな施策としていますが、一方では、まさに区としてやるべきことが沢山あります。例えば、公園については、公園としてのハード面をきちり整備するというのもありますし、色々協働でやって頂くときには資機材もきちんと提供させて頂くとか、区としてもっと力を入れるべきところはまだ沢山あると思いますので、今後ともおっしゃるように、予算化ということで力を入れて、さらに加えていきたいと思っています。

協働については、区民の皆さんだけでも出来ないし、区だけでもできない。区の方で予算を付けさせて頂いたところについて、協働でやらせて頂くといろいろな面で、より効果が高まったり、より一層いいものになるということも一方であると思います。区も力を入れていきますので、色々な面で協働で、より良く進めさせて頂ければと思います。

会長 例えば、小中学校を維持するには、地域運営学校といって、先生たちだけでは無理で、地域の人たちの支援のもとに学校が立地し、成り立つと。そういう結論に最近文部科学省もなってます。これからそういう形で動くわけです。地域社会の人たちと良い関係でないと物事というのは成立しないし、物もつくれる、運営も出来ないことになっているわけです。これからますます少子化が色々な問題を抱えてきますから。良い関係でいたいですね。

はいどうぞ。

勝田委員 116から117ページにかけての質問です。区の方のISOに対する取り組みですが、電力、ガス等々は逆に増えている状況です。特にガスの使用量が相当増えています。上の方に書いてある理由は、電力使用量に関しての理由です。それと同時に、省エネ法等での縛りがあり、この庁舎も第一種の管理区域だと思しますので、全体として、年度毎に1%ずつのエネルギー使用の減を義務付けられているはずですが。逆にこのように増えてい

くと、当然CO₂の排出量も増えていきますが、今後どのような対策を考えていますか。

環境保全課長 116ページ目に新宿区の取り組みとして、ISO14001の状況などを載せております。

まず、ガスの使用量ですが、小・中学校は、ガス冷房を入れておりますので、その部分が増えた理由です。

それと、新宿は、省エネ法に該当する事業所にはなっておりません。

勝田委員 そうですか。それは良かった。

環境保全課長 新宿区は、ISO14001を取得して、昨年12月で2回目の更新をしました。ISO14001というのは、自ら目標を創るとのことです。今まではそれで済んでいましたが、京都議定書が発効し、新宿も環境エネルギー指針を創り、区の事業所に対しても目標を定めたので、区も事業所の一員として取り組まなくてはなりません。今日この後、区長を先頭にした環境基本計画推進本部という内部組織が開かれまして、庁内の地球温暖化対策について、目標を持って取り組むことを考えております。ISOだけではなく、各事業の中でも削減すべきところは削減していく。それだけではなかなか達成できないので、エネルギー機器の更新の際には省エネ型に必ずする、建物を創る時には、新たに出たCO₂を何処かで削減をするという点検の仕方を取り入れて進めていくことを今考えています。

会長 省エネになるものをお使いください。どうぞよろしくお願いいたします。他にございますか、どうぞ。

板本委員 感想とお願いがあります。白書を読んだ感想は、冒頭に温暖化のことを掲載しており、平成17年度と比較するともう危機が迫っていますよという感じが出ていて、とても良く出来ていると思いました。内容も昨年に比べてとても充実しています。区内の環境への取り組み内容が、とても良く分かって、区の職員の皆さんにご苦労様の気持ちでいっぱいです。

ところが、平成17年度と比べ紙が白くなりました。これは白色度が高くなったのだと思います。去年と同じか若しくはもう少し落としてもいいのではないかと思います。

それから、去年と比べて、学校での各取り組み授業が増えていますので、是非学校にも配って頂きたいと思います。他校の様子も分かり、輪が広がるのではないかと思いますので宜しくお願いです。

以上です。

川俣委員 学校に配布するのならば、学校だけの小冊子を作成したらどうですか。

会長 はいどうぞ。

環境保全課長 非常にご評価頂き有難うございます。今回は前段に地球温暖化、後半に資料編ということで若干昨年とは変えて作成しました。今日お配りした「環境保全のしおり」のデータ部分も取り込みました。

白色度につきましては、ご指摘もございますので、ぜひ次回のときには考慮させて頂きたいと思います。

環境保全課長 学校では、一、二冊程度、配布しております。前期の環境審議会の時に、区民公募の委員さんから、環境活動しているのに子どもの学校の掲載がないとのご指摘がありました。今回は、各学校に実績を出してもらいましたが、抜けている学校も幾つかありましたので、再度教育委員会を通し確認をさせて頂きました。今ご指摘のとおり、各学校がヒントを得て、環境学習に一步また進んでいくということも考えられますので、現在一、二冊は配っておりますが、他の先生方への配布方法を少し検討させて頂きます。

会長 よろしくお願ひします。他にございましたら。はいお願ひします。

高瀬委員 環境白書を読ませて頂いて、先ほどの意見と同様ですが、非常に多面的に渡っており、環境で重要なのは活動の継続性や持続性だと思います。そういう面で非常に優れた活動をされており、色々なところで、成果を出されているかと思ひます。他の市区町村、都道府県の全てのものに目を通したわけではありませんが、胸を張って進めていけばと思ひます。

新宿の学校教育をみると、子供の環境問題教育には熱心に触れていると思ひ、ある面では進んでいますので、そんなに心配しなくてもいいのではと思ひますが、問題は大人の方です。環境に関心の高い方は非常に様々な活動をされているので心配ありませんが、やはり無関心層をどうするかと言うのがポイントだと思います。例えば、たばこの問題は、駅前での活動が非常に積極的に行われていますので、一定の成果は上がっていると思ひます。そうは言っても、まだ平気で捨てる人や平気で吸っている人を見受けられますから、大人が刺激を受けるような環境活動があってもいいのかなと思ひます。

それから、新宿には都庁があるので、東京都との一体となる活動というのは、新宿区の強みとしていく必要があるのではと思ひます。都の環境の職員と会う機会がある度にお話ししているのは、例えば、都庁から新宿駅を通過して四谷の方まで回ってもいいと思ひますし、色々な木もありますし、新しい時代の新しい都市型の輸送手段というのは徐々に広まって

おります。都庁を抱える新宿区は日本全国の影響度が大きいですし、象徴的な活動になると思います。町自体が非常に環境に配慮された都市づくりに貢献できるのかなと思います。是非検討して頂きたいと思っています。

会長 どうぞ、よろしく申し上げます。では、他にございますか。ないようでしたら、おおむね皆さん方からご意見を頂きましたし、時間も参りましたので、この辺で閉会にしたいと思います。

白書も盛りだくさんですが、皆さん方からのご意見のように、非常に熱心に区内の活動が目に見えて出てきていると思います。

また、先ほどもご意見がありました。各小・中学校が何処も写真入りで記述される位に熱心に取り組んでいるのも喜ばしいことです。問題は大人だというお話は、以前から私もそう思っています。小・中学校ですと、小学校1年生の社会科や理科の教科書に環境問題が出てきます。科目からして当然ですが、国語にもそういった引用が多く見られます。そういう中で、環境で育った人間が生まれます。その辺を飛ばして大人の方が放任されているのが実情です。環境学習情報センターを活用したり、区と一緒に協働で、動きをつくっていくことが期待されますので、今後とも宜しくお願ひしたいと思っています。

その他

会長 では、事務局で、その他に何かございましたらお願いします。

環境保全課長 来週の3月28日に環境白書を読む会を開催します。今日お配りしました環境白書を区民の方に広くお知らせするために開催致します。今年度の読む会は、環境施策検討会の崎田さんと白井さんが中心となり会議を開催する予定です。3月15日号の広報で区民の方の募集をしています。また、併せまして、本日説明した環境施策に係る庁内の検討会の課長級の委員の出席も要請してまして、質疑応答も予定しています。当委員会の委員の皆様方もお忙しいところ恐縮でございますが、是非ご参加頂ければ有り難いと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

会長 よろしゅうございますか。

ではこれをもちまして、平成18年第2回の新宿区環境審議会閉会にさせていただきます。

ありがとうございました。

午後2時50分閉会